

表 1 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 4	こども部 こども政策課	長崎市子どもの貧困対策推進計画	3,200	R3.4 ～ R5.3	子どもの貧困対策については、社会全体で取り組むべき課題であることから、貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する。	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における審議を経て策定した。 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を重点施策とし、関係課との連携のもと計画的な推進に取り組む。	なし (配布済)

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R5	福祉部 福祉総務課	長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	1,518	R5.4 ~ R6.3	老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を、長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（計画期間：令和6年度～令和8年度）として一体的に策定する。	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者ができるだけ要介護状態とならずに自立した生活を送るための取組みを進めることが重要となっている状況を踏まえ、本計画を策定する。 なお、地域の高齢者の状況を把握するため、高齢者に対して生活状況、健康状態及び介護・福祉サービスに関するアンケート調査を実施する。 また、計画の策定にあたっては、高齢者の福祉に関する事項を調査審議する長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議を行う。
2	R5	福祉部 障害福祉課	長崎市第5期障害者基本計画	5,271	R5.4 ~ R6.3	障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長崎市第5期障害者基本計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定する。	本市における障害者の実情、ニーズ、また、様々な障害福祉サービスを提供している事業所の実態や障害者施策に関する意見等を的確に把握するため、障害者及び事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、広く市民の意見を求めた結果を分析・反映することにより、実効性のある計画を策定する。 なお、計画の策定にあたっては、障害者基本法に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会において審議を行う。

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
3	R5	福祉部 障害福祉課	長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画	4,945	R5.4 ～ R6.3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の円滑な提供及びサービス提供基盤の計画的な整備促進を図るため、長崎市第7期障害福祉計画及び長崎市第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定する。	本市における障害者の実情、ニーズ、障害福祉サービスの利用状況や課題等を的確に把握するため、障害者及び事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、広く市民の意見を求めた結果を分析・反映することにより、障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込みやその確保のための方策等について、実効性のある計画を策定する。 なお、計画の策定にあたっては、障害者基本法に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会において審議を行う。
4	R5	市民健康部 地域保健課	第2期長崎市自殺対策計画	0	R5.4 ～ R6.3	自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、具体的な行動計画として策定している長崎市自殺対策計画が令和5年度で計画期間満了となるため、第2期長崎市自殺対策計画を策定する。	今年度策定する「第3次健康長崎市民21」計画と並行して自殺対策の方向性を定め、関係課と協議のうえ行動計画を策定する。 策定後は、関係機関等と連携しながら、計画推進を図る。
5	R5	市民健康部 健康づくり課	第2次長崎市歯科口腔保健推進計画	485	R5.2 ～ R6.2	歯科口腔保健の推進を通して市民の健康の維持・増進を図るために、歯科口腔保健の推進に関する法律及び長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき策定している長崎市歯科口腔保健推進計画が令和5年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市歯科疾患実態調査の分析に加え、長崎市歯科口腔保健推進審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画を策定する。 策定後は、関係機関等と連携、協力しながら、計画推進を図る。
6	R5	市民健康部 健康づくり課	「第3次健康長崎市民21」計画	794	R4.9 ～ R6.2	すべての市民が健やかでこころ豊かに生活できる活気あるまちの実現をめざして、健康増進法第1に基づき、国、県の計画を踏まえ策定している「第2次健康長崎市民21」計画が令和5年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	市民健康意識調査の分析や健康長崎市民21市民推進会議、市民の意見等を広く取り入れながら計画を策定する。 策定後は、関係機関等と連携、協力しながら、計画推進を図る。

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
7	R5	こども部 こども政策課	第3期長崎市子ども・子育て支援事業計画	5,750	R5.4 ~ R7.3	子ども・子育て支援法に基づき策定した「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間満了となるため、次期計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定する。	幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設や放課後児童健全育成事業、延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、アンケートによるニーズ調査を実施し、需要量（量の見込み）の推計を行う。 なお、計画の策定にあたっては、社会福祉法に定める合議制の機関である社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行う。 策定後は、関係課・関係機関と連携しながら、計画推進を図る。